

名護市庁内における女性職員の管理職への登用促進と職場環境づくりを求める決議

名護市においては、これまで女性の自立と地位向上を図り男女共同参画を推進するために様々な施策を長期的、総合的に進めてきた。その成果は少しずつ出始めているものの、現代社会においてもなお性別による固定的な役割分担意識やその意識に基づく不平等な習慣などが根強く残っている。特に意思決定の場への女性の参画は不十分な状況にあり、女性も男性も自分らしい生き方を実現していく上で障壁となっているため、男女平等の達成に向けて一層の努力が求められている。

その一つの象徴として、庁内における職員の管理職に占める女性の割合は令和5年4月1日時点で部長級7%(14人中女性1人)、課長級21%(62人中女性13人)と低く、国の定める第5次男女共同参画基本計画の成果目標の数値よりも下回っている。このような状況については、早急な改善が求められている。

今後、意思決定の場へ女性が十分に参画でき、男女平等を実現するためには、まずは市政の場から実践することが必要不可欠である。そのためには、庁内の女性職員が安心して政策・意思決定の場へ参画できる環境づくりや、男性職員の意識改革と家事・育児への積極的な参加が重要である。また、令和5年度末に更新予定の第3次名護市男女共同参画計画『あい・愛プラン』も現在策定中であるため、改めて市民意識を醸成していくための重要な時期に差しかかっていると見える。

よって、以下のとおり名護市庁内における女性職員の管理職への登用促進と男女共同参画社会を実現するための職場環境づくりを求める。

記

- 1 国の定める第5次男女共同参画基本計画の成果目標のうち、市町村職員の各役職段階に占める女性の割合における目標値(令和7年度末期限)である本庁部局長・次長相当職14%、本庁課長相当職22%を早期に達成できるような人事異動を実施すること。
- 2 第3次名護市男女共同参画計画『あい・愛プラン』の策定において、目標指標の一つとして、庁内職員の管理職(部長級及び課長級)に占める女性の割合の目標値及び庁内の男性職員の育児・介護休業の取得率の目標値を設定すること。
- 3 庁内の女性職員同士の部署・役職間の垣根を越えた情報共有や相談ができる場の設置や、様々な民間企業・団体で働く女性との官民の垣根を越えた交流の場の設定など、女性職員が政策・意思決定の場へ安心して参画できる環境づくりに努めること。
- 4 庁内の男性職員への育児・介護休業制度の普及及び利用促進に努めること。

以上、決議する。

令和5年12月25日

沖縄県名護市議会

宛先 名護市長、名護市教育委員会教育長